

犯罪被害者等基本計画骨子案（２）に対する修文意見（法務省）

【修文意見】

骨子案（２）１（１）及び（５）について

１（１） 損害賠償請求に関し検察官の立証の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施

法務省において、附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴を利用した損害回復等、損害賠償の請求に関して検察官の立証の成果を利用することにより、犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続とすることのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い、２年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

…

１（５） その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備等

~~ア 法務省において、犯罪被害財産（加害者が一定の犯罪行為により被害者から得た財産）の回復を容易にする制度として、没収・追徴を利用して損害回復を図る制度及び刑事裁判において被害額が認定された場合にその認定結果を利用することにより損害回復を容易にする制度の導入に向けた検討を行い、１年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】~~

~~イ~~ 法務省において、公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大する方向で検討を行い、１年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

~~ウ~~ 刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度の周知徹底を行う。【法務省】

…

【理由】

骨子案（２）中、１（１）の「損害賠償請求に関し検察官の立証の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施」については、外国で行われている附帯私訴や損害賠償命令は、我が国で機能するような制度とするためには多くの議論・検討を要するとの認識を前提とした上で、現在の我が国にはないが、検察官の立証の成果を利用する制度について、我が国にふさわしい新たな制度を導入する方向で検討を行う必要があるという認識を示して取りまとめ案が提示され了承されたのであるから、「我が国にふさわしい」制度という観点を入れるべきである。

そして、原案の（５）ア記載の「没収・追徴を利用した犯罪被害財産の回復等の制度」は、第２回検討会のために当省が作成・提出した資料においても、２の検討中の施策として、「（２）刑事手続を利用して民事上の損害の回復を図るための施

策」という項目の中に記載し、検討会の席上でもそのように説明した制度であり、これが骨子案（２）１（１）の「検察官の立証の成果を利用することにより、犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続とすることのできる制度」に含まれるものであることは明らかであるから、原案のように、これとは別段の制度であるかのような記載は相当でなく、(1)における制度の例示に「没収・追徴を利用した損害回復」を挙げ、これが含まれるようにする必要がある。なお、期間の点についても、１年以内を目途に結論を出すことが期待されている運用上の施策とは異なり、このような制度の導入には、法改正が必要となるので、相当の期間を要することとなる。

犯罪被害者等基本計画骨子案(2)についての再修正意見

法 務 省

○1 (1)及び1 (5)アについて

1 まず、附帯私訴・損害賠償命令の例示の点についてであるが、他の構成員からの意見にもあるとおり、これらの制度そのものを積極的に導入する方向で検討を行う意思決定をしたとの趣旨であれば、法務省としても、そのような取りまとめは、検討会における議論を反映したものではないと考える。

すなわち、附帯私訴や損害賠償命令については、検討会においても種々の問題点が指摘され、我が国で機能するような制度とするためには多くの議論・検討を要するとの認識を前提とした上で、これらの制度をも参考としつつ、検察官の立証の成果を利用する制度について、「我が国にふさわしい」新たな制度を導入する方向で検討を行う必要があるという点で、意見の一致をみたものであると理解している。

そこで、当省から提出した修正意見のとおり、骨子案の1 (1)に「我が国にふさわしい」という文言を入れることにより、この点が明確になるのではないかと考える。

2 次に、「没収・追徴を利用した損害の回復の制度」等については、当省からの修正意見に理由として記載したとおり、当省が作成・提出した資料においても検察官の立証の成果を利用する制度の一つとして記載し、席上でも説明した制度であって、骨子案の1 (5)の「その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備等」に掲げられている他の施策のように、被害者による損害賠償請求の存在を前提として、いわばその側面支援を行う制度とは全く異なるものであることは明らかであり、前回の検討会においても、そのようなものとして議論が行われたところである。

これに対して、事務局は、「損害賠償の請求に関して検察官の立証の成果を利用することにより、犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続とすることのできる制度」(以下「当該制度」という。)は、「精神的に重い負担に苦しむ生命・身体犯の被害者等」を対象としているので、財産犯等の被害者を対象としている「没収・追徴を利用した損害回復」とは趣旨が異なるとして、当省の修正意見を容れず、原案のとおりとしている。

しかしながら、そもそも前回の検討会において、当該制度の対象が生命・身体犯の被害者等だけを対象とし、財産犯等の被害者を除外したものであるとの説明や議論がいっさい行われていないにもかかわらず、検討会での議論の後になって、そのような理解を前提としているとして取りまとめを行うことは、不相当であると言わざるを得ない。なお、事務局が当該制度の「例示」だとする、ドイツ等で行われている附帯私訴や米国等で行われている損害賠償命令についても、生命・身体犯の被害者等のみを対象とするものではなく、財産犯等の被害者も排除されていないものと承知している。

したがって、当省から提出した修正意見のとおり、骨子案の1 (5)アの記載を削除した上、これが含まれるように「没収・追徴を利用した損害回復」を骨子案の1 (1)に例示として加えるべきである。